

[事案 2025-68] 死亡保険金支払請求

・令和7年6月26日 不受理決定

<事案の概要>

申立人の母が契約者・被保険者である定額保険について、被保険者が死亡したため死亡保険金受取人である申立人が死亡保険金の請求をしたが、被保険者の死亡前に申立人の弟（以下「弟」）を死亡保険金受取人に変更する請求書が弟の代筆により提出されていたため、保険会社は弟に死亡保険金を支払うと判断したが、申立人への死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、本件では弟が重大な利害関係を有しているため、弟に対する主張・立証の機会等の手続的保障が必要となるところ、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、本件の当事者でない弟への事実確認を行う権限を持っておらず、また契約者が死亡しているため死亡保険金受取人変更の意思を確認することができないことから、申立てを不受理とした。